

防災

自主防災組織活動支援に関する補助制度がスタート

市では、地域の防災力を高めるため、新たに自主防災組織活動の支援に関する補助制度を創設しました。

自主防災組織とは

災害対策基本法において、「住民の隣保協働の精神に基づき自発的な防災組織」と定義されています。

本市の自主防災組織の現状

活動を休止している組織を含め、30の組織があります。

補助制度の概要

○交付対象 市内居住者により構成された自主防災組織で、規約および防災計画を定めている組織

○対象事業と対象経費

①組織設立支援事業 自主防災組織の設立に要する経費

②啓発事業等支援事業 自主防災組織が行う啓発事業などに要する経費

※啓発事業などとは、防災講座、防災訓練など、自主防災組織として防災力を高めることを目的に実施するものとします。

③資機材等購入支援事業 自主防災組織が購入する資機材などに要する費用

○補助率 ①から③のいずれの事業も、対象経費の3分の2以内

○補助限度額 補助対象となる自主防災組織の構成世帯数に応じ、下表【表1】および【表2】の金額を上限度額とします。



○補助限度額 補助対象となる自主防災組織の構成世帯数に応じ、下表【表1】および【表2】の金額を上限度額とします。

【表1】 ①および②の事業の場合

構成世帯数	補助限度額
100世帯未満	20,000円
100～199世帯	40,000円
200～299世帯	60,000円
300～399世帯	80,000円
400～499世帯	100,000円
500世帯以上	120,000円

【表2】 ③の事業の場合

構成世帯数	補助限度額
100世帯未満	100,000円
100～199世帯	200,000円
200～299世帯	300,000円
300～399世帯	400,000円
400～499世帯	500,000円
500世帯以上	600,000円

申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ・申請先

危機管理課危機管理防災係
☎(22)21111 (内線286)

住宅

耐震改修補助金に新たな補助内容が加まりました

市では、耐震改修事業としてこれまで補助を行ってきた木造住宅の耐震補強工事のほかに、補助対象となる事業を新たに追加しました。住宅の耐震改修について検討している方は、ご相談ください。

耐震診断費用への補助

○補助対象 次の全てに該当する住宅

・昭和56年5月31日までに着工された住宅（賃貸住宅を除く）

・木造在来工法以外の住宅（プレハブ工法など一部の構造は対象外）

○補助金額 一戸建て住宅の場合、耐震診断費用の3分の2以内で限度額8万9千円

耐震改修工事費用への補助

○補助対象 次の全てに該当する住宅

・市が実施、または補助金を交付した精密耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅

・前記の耐震診断の結果により、耐震性を確保することを目的とした現地建替え工事を実施する住宅

○補助金額 該当する工事費の2分の1以内で限度額60万円

申請方法など詳しくは、お問い合わせください。市では、引き続き「中野市耐震改修促進計画」に基づき、住宅などの耐震化について支援します。

問い合わせ・申請先

都市計画課建築住宅係
☎(22)21111 (内線273)



保険

交通事故など（第三者行為）で介護サービスを受ける時は市へ届け出が必要になりました



本年度から、介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故などの第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届け出が必要になりました。

交通事故など（第三者行為）による介護サービスの利用について

介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為

によって状態が悪化した場合でも、介護保険サービスを受けることができます。

ただし、介護保険サービスの提供に掛かった費用は加害者が負担するのが原則です。市が一時的に立て替えた後で加害者へ請求することになります。

市へ届け出が必要

市が支払った介護給付が第

三者行為によるものかを把握する必要があるので、交通事故などにより要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合などは、高齢者支援課へ届け出をお願いします。

提出書類など詳しくは、お問い合わせください。
お問い合わせ・届け出先
高齢者支援課介護保険係
☎(22)21111（内線365・390）

人権

6月1日は「人権擁護委員の日」です

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、人権擁護委員制度が始まりました。

これに合わせて、次の日程で相談所を開設します。日々の暮らしの中で困りのことや悩みごと（差別、虐待、いじめなど）の人権に関わる問題）がありましたら、この機会にご相談ください。

会場 中野市人権センター
相談員 人権擁護委員
※相談は無料で秘密は厳守されます。

人権擁護委員名簿

氏名	担当地区
山岸 巧	中野
長針 純香	中野
小林 喜世子	中野
中山 千恵子	日野・延徳
西原 久恵	平野・高丘
高橋 秀子	平岡・長丘
宮澤 和三	科野・倭
丸山 康憲	豊井
瀧澤 洋子	永田

◆人権擁護委員の職務

市民の皆さんに人権侵害があった場合は、その救済のために調査および情報の収集を行い、長野地方事務局への報告、または関係機関に対して告発や勧告を行うなど、適切な処置を講ずることを職務としています。

問い合わせ先

人権・男女共同参画課調整係（人権センター内）
☎(22)21111（内線246）
長野地方事務局飯山支局
☎0269(2)2302

給付金

高齢者向け給付金の申請受付中

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者の方へ、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

確認じゃ！



▲厚生労働省
広報キャラクター
「カクニンジャ」

請書がお手元にない方はご連絡ください。

Q 支給対象者は？
A 次の全ての要件を満たす方です。

○平成27年1月1日において本市の住民基本台帳に登録されている方

○平成27年度市民税（均等割）が非課税である方

※ただし、課税者の扶養親族などは除きます。

○昭和27年4月1日以前に生まれた方（平成29年3月31日までに65歳以上になる方）

○生活保護の被保護者でない方

Q 支給額は？
A 1人当たり3万円です。

Q どうすればもらえるの？
A 支給対象と思われる方には、4月中旬に申請書類などを送付しています。書類が届いた方は、申請手続きをお願いします。なお、支給対象と思われる方で、申

▼受付場所および期間

場所	期間	時間
市役所1階 行政委員会室前（市民ホール）	5月13日(金)まで	午前9時～午後5時
福祉課	5月16日(月)～7月15日(金)	午前8時30分～午後5時15分
豊田支所 地域振興課	7月15日(金)まで	午前8時30分～午後5時15分

※いずれの会場も、土・日・祝日は除く。

問い合わせ先
福祉課厚生保護係
☎(22)21111（内線276・255）